

総合評価方式における若手技術者育成方式の試行について

若手技術者に加え、指導技術者を配置した場合に、実績を指導技術者で評価する方式を試行します

※若手技術者とは40歳未満の配置予定技術者で同種工事の実績がない者、指導技術者とは若手技術者の技術指導を行う者をいいます。

1. 対象工事

下記条件をすべて満たす対象工事を実施します。

- (1) 評価Ⅰ型の工事または評価Ⅱ型で技術者の同種工事の実績を評価対象とする工事
- (2) 県内企業が入札参加する工事

2. 指導技術者の要件

■指導技術者の保有資格等は下記のとおりとします。

- ・ 3ヶ月以上の雇用関係にある者
- ・ 建設業法第15条第2号イに該当する資格を有する者
- ・ 当該工事における総合評価の配置予定技術者の同種工事の実績がある者

■指導技術者の兼務について

指導技術者が他の工事の指導技術者、現場代理人及び主任技術者と兼ねることができる工事数は、合わせて3件までとします。

【指導技術者の兼務の可否】

職種		兼務の可否
経營業務管理責任者		不可
営業所の専任技術者		不可
現場代理人(当該工事)		可能
現場代理人(他の工事)		不可(常駐義務緩和が認められた工事の場合は可)
他の工事の 主任技術者	専任が必要な工事	不可(兼務が認められた工事の場合は可)
	専任が不要な工事	可能
他の工事の指導技術者		可能(工事現場の相互の移動時間が概ね30分以内又は同一市町内の工事の場合)

※監理技術者と指導技術者は兼務できません

3. 技術指導について

■指導時期

指導技術者は、施工計画書作成時、段階確認、技術提案の履行確認、中間検査及び完成検査前に、必ず若手技術者に技術指導を行うこととします。

■技術指導の方法

技術指導の方法としては、必ずしも工事現場での指導を求めないこととします。

■履行確認方法

指導技術者は、若手技術者に技術指導を行った場合は、その指導内容について監督員に書面にて報告を行うこととします。

4. 適用時期

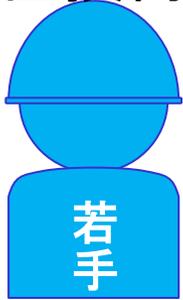
平成31年4月1日以降に入札の公告を行う工事に係る入札から適用します。

若手技術者育成方式

【現状】 配置予定技術者に同種工事の実績があれば加点（1点）

【試行】 上記に加え、若手技術者に加え経験豊富な指導技術者を配置した場合に、**指導技術者の実績で評価**

主任技術者



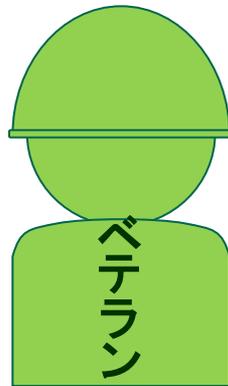
若手

施工後は、主任技術者としての実績となる

〇〇工事

指導技術者
(兼務可)

一級国家資格保有者
同種工事の実績がある者



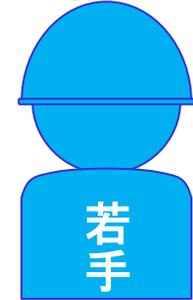
ベテラン

指導

指導

「同種工事の実績」は
指導技術者にて評価

主任技術者

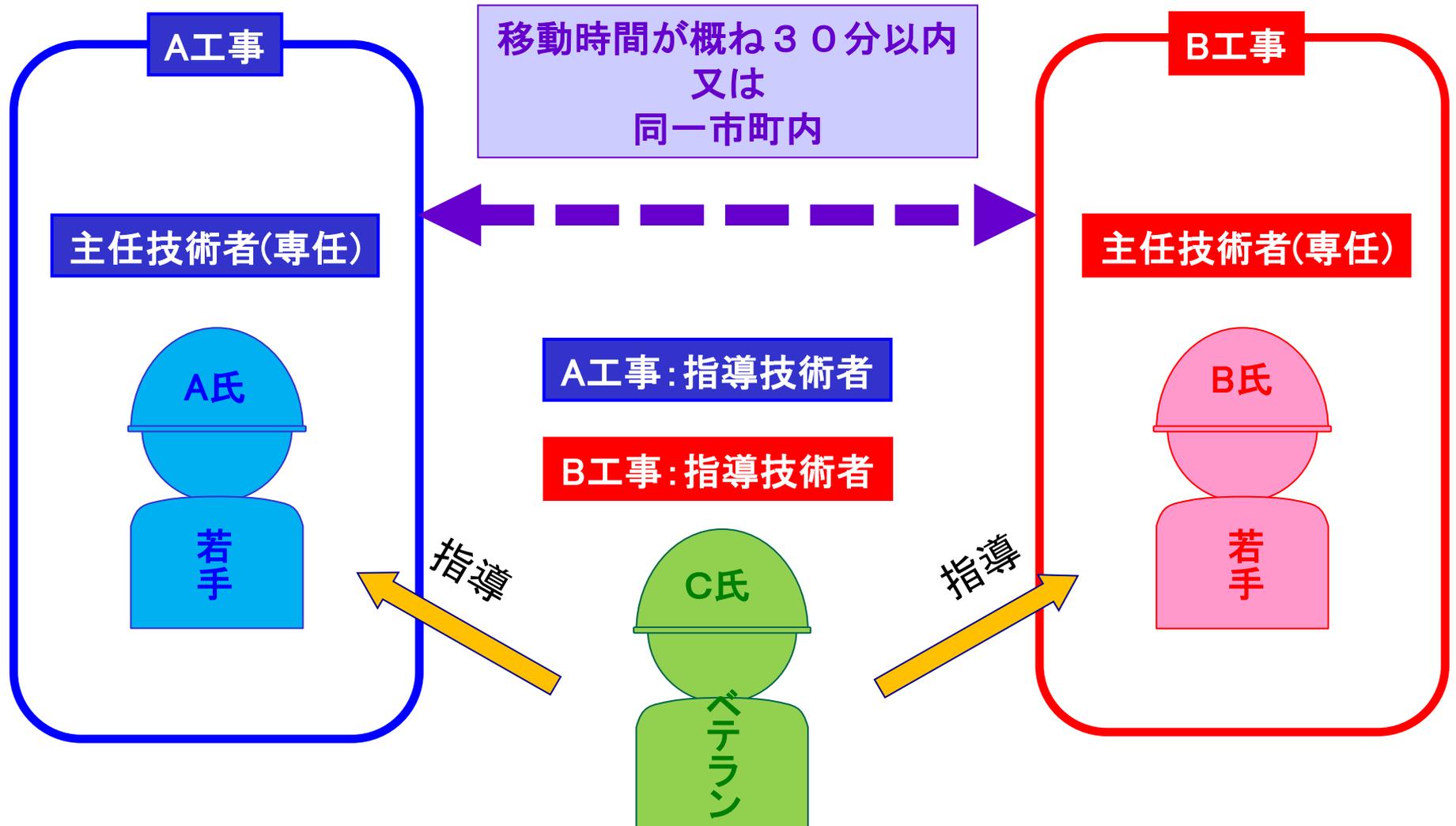


若手

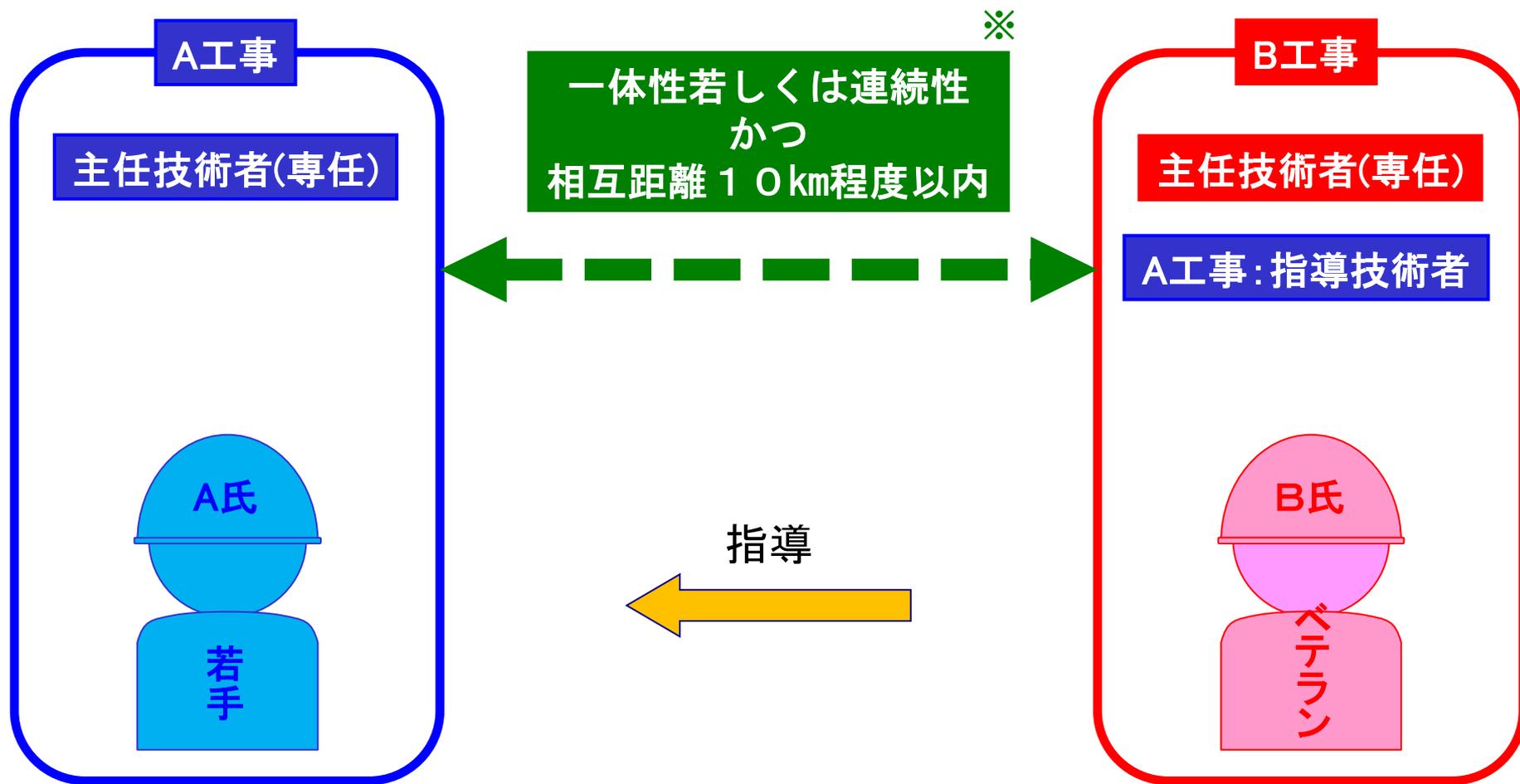
施工後は、主任技術者としての実績となる

△△工事

○指導技術者の兼務事例



○主任技術者と指導技術者の兼務事例



※指導技術者と主任技術者(専任)の兼務の場合は、指導技術者を主任技術者(専任)として従事するものとみなして、主任技術者(専任)の兼務要件に準ずる